

(参考第2号)

### 提出された意見等及びそれに対する市の考え方

案件名：第4期地域福祉計画

募集期間：令和6年12月2日から令和7年1月6日まで

意見等提出件数：26件（3人）

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
第2章 1 本市の状況 (1) 人口の推移 (P19)	人口推計のグラフについて、人口減少対策課による市独自推計の根拠が不明。どのような根拠で算定したのか。	1	<p>独自推計については、令和5年度の移住者急増を踏まえて、R6.5月に試算をしたもので、R6.4.1の現住人口（実績）をもとに、R6.10.1を推計し、それ以降の人口推計を行っているものです。以下積算根拠です。</p> <p>人口推計の積算方法</p> <p>1 基準</p> <p>○令和6年4月1日時点現住推計人口 159,474人を基準に、令和6年10月1日時点現住人口（159,708人）を推計し、その後各年10月1日現在の現住人口を推計している。</p> <p>2 社会増減</p> <p>○通常の転出入動向に移住者を年間1,500人と仮定し算出。</p> <p>3 自然増減</p> <p>○合計特殊出生率：R4年速報値の1.61からR13年に1.90へ段階的に向上したのとして女性人口に乗じて推計。</p> <p>○死亡率：性別1歳年齢毎に前5年平均の死亡率を乗じて推計。</p> <p>※独自推計は、現在の人口動向を分析し将来人口を推計しているため、今後の人口動向により、将来人口が変動する可能性がある。</p> <p>本推計は現時点の推計であり、今後、策定予定の人口ビジョンにより推計を行う。</p>

<p>第2章 2 地域資源の 状況 地域活動を展開 する主な組織・ 団体 (P30)</p>	<p>こども発達センター きらきら 小学生か ら18歳未満の児童 及び保護者への対応 はだれが行うのか。</p>	<p>1</p>	<p>センターの心理士等が相談対応しています。</p>
<p>第2章 3 地域福祉に 関するアンケート、ふれあいア ンケート及び地 域（地区社協等） の声 (P31)</p>	<p>地域福祉に関するア ンケートについて、 次回は WEB による回 答も検討が必要で は。</p>	<p>1</p>	<p>次回アンケート実施時には対応予定です。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針1『分野 を超えてみんな で支える体制づ くり』 1.1 相談窓口の 充実 (P42)</p>	<p>現状と課題（P42）に は「高齢者、障がい 者、こども、生活困 窮者等の各分野の相 談体制は」とあるの に、(2) 高齢者、障 がい者、こども等の 課題を把握するため の取組として生活困 窮者が入っていない のはなぜか。</p>	<p>1</p>	<p>生活困窮者支援については、取組内容が多岐に渡 るため、「生活困窮者支援の充実」を施策の柱と し、P62、63 に具体的に掲載しております。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針1『分野 を超えてみんな で支える体制づ くり』 1.2 包括的な支 援体制の仕組み づくり (P46)</p>	<p>高齢者、障がい者、 こどもに関する相談 支援機関との連携強 化と協働による包括 的相談支援体制の整 備について18歳から 65歳までの相談先は どこか。</p>	<p>1</p>	<p>18歳から65歳までの方についても、相談の内容 によって、各相談機関で対応いたします。市役所 においては、庁舎1階に「ふくしの相談窓口」を 設置しており、生活困窮、ひきこもり、就労等様々 な相談に関係機関と連携を取りながら対応して おります。</p>

<p>第3章 1 施策の体系 基本指針1『分野を超えてみんなで支える体制づくり』 1.3 地域共生社会の実現に向けたデジタル化の推進 (P47)</p>	<p>人と人のつながりや高齢者の見守り、買い物支援等の生活課題を解決するため、デジタル化による地域共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。とあるが、高齢者の見守り、買い物支援等の生活課題を解決するためのデジタル化とはどのようなことを考えているのか。</p>	<p>1</p>	<p>高齢者の見守り、買い物支援等の生活課題を解決のためのデジタル化については、それぞれの生活課題に合わせて自らデジタルを使いこなすことも必要です。そのため、スマートフォンの基本操作等についてのデジタル活用支援講習会や温泉施設でのデジタルよろず相談会等を実施しております。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針1『分野を超えてみんなで支える体制づくり』 1.3 地域共生社会の実現に向けたデジタル化の推進 (P48)</p>	<p>デジタル技術の活用と情報確保・支援による生活課題の解決の取組例があるが、これらの周知をどう行うのか。</p>	<p>1</p>	<p>市の広報紙、ホームページ及び市の窓口等を通じて周知してまいります。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針2『共に支え合うお互い様の地域づくり』 2.1 地域福祉の応援団づくり (P55)</p>	<p>地域活動の担い手となる自治公民館への加入促進について移住者への対応をどう考えるか。</p>	<p>1</p>	<p>自治公民館に加入し、地域活動に参加いただけるよう加入促進に向けた啓発を行ってまいります。</p>

<p>第3章 1 施策の体系 基本指針2『共に 支え合うお互い 様の地域づく り』 2.1 地域福祉の 応援団づくり (P55)</p>	<p>地域福祉を拡充して いくためにも、各団 体、組織等の人材の 確保が必要不可欠と なります。都城市民 児協においても委員 の充足率の低下が続 いています。 民生委員、児童委員 が地域福祉の推進に おいて重要な役割を はたしている事をも っとアピールできる ような、又、単位民 児協での開催する事 が難しい企業や各団 体との情報交換の場 になるような機会を 設けていただければ 幸いです。</p>	<p>1 民生委員・児童委員の担い手不足の解消や活動の 推進に向けては、企業や関係団体等の協力が欠か せないものと考えております。 今後、企業や関係団体等との情報共有や協力体制 の在り方について検討してまいります。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針2『共に 支え合うお互い 様の地域づく り』 2.2 地域でつな がる機会の充実 (P59)</p>	<p>取組No.84 地区公民 館、体育館のバリア フリーへの対応と避 難所への対応支援 体育館とは地区体育 館を指すのか。 エアコンの設置はど う考えているのか。</p>	<p>1 体育館とは、避難所となっている地区体育館や小 中学校の体育館を指します。 避難所に指定されている体育館のうち、早水公園 体育文化センター及び南九州大学の体育館には 空調設備が設置されておりますが、空調設備の無 い避難所において長期間の避難を余儀なくされ る場合、災害時応援協定に基づき、スポットクー ラー等冷房設備を導入し対応予定です。 なお、小中学校の体育館については、順次、空調 設備を設置する計画としております。</p>

<p>第3章 1 施策の体系 基本指針2『共に 支え合うお互い 様の地域づく り』 2.2 地域でつな がる機会の充実 (P61)</p>	<p>避難行動要支援者等 の支援体制づくり において、支援の必 要な児童生徒の情 報の共有について どう考えるのか。</p>	<p>1</p>	<p>民生委員・児童委員、自治公民館などの地域の支援者及び学校、保健所等の関係機関と連携を取りながら支援体制づくりを構築してまいります。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針2『共に 支え合うお互い 様の地域づく り』 2.3 生活困窮者 支援の充実 (P63)</p>	<p>こどもの就学等の 支援についての周 知方法について。 どのように周知し ているのか。</p>	<p>1</p>	<p>No.124 学用品費等の援助の周知方法については、新1年生は就学時健康診断の際、入学後は春と秋に周知します。 No.125 進学・就職準備給付金については、子どものいる被保護世帯に対して、ケースワーカーが直接周知しています。 No.126 については、市が対象者を調査し、補助金申請書の提出依頼を行います。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針2『共に 支え合うお互い 様の地域づく り』 2.3 生活困窮者 支援の充実 (P63)</p>	<p>取組No.126 低所得で生計が困難である保護者のこどもの保育等に必要な物品購入援助とは具体的にどのような制度があるのか。</p>	<p>1</p>	<p>保育園、幼稚園及び認定こども園等の利用にあたり、生活保護世帯を対象に、日用品、文房具等の購入に要する費用の一部を、また、低所得世帯・多子世帯を対象に、食事の提供に要する費用等の一部について補助を行うことで、保護者が支払う実費徴収に係る費用の一部の負担軽減を図る事業です。 保護者が負担した教材費、行事費等を子ども1人当たり月額2,700円、副食費を子ども1人当たり月額4,800円を上限として補助します。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人 ひとりを支える 基盤づくり』 (P64)</p>	<p>テーマ③「多様な人々への対応」とあるが、「多様な性」「多様な国籍」をどう反映させるのか。</p>	<p>1</p>	<p>多様性や価値観に対する理解を深めることが相互理解や人権の尊重につながることから、関係機関と連携しながら多文化共生社会づくりを推進してまいります。</p>

<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人ひとりを支える基盤づくり』 3.2 こどもがいきいきと成長できる環境 (P67)</p>	<p>児童思春期を診る医療機関が少なく、対応に苦慮する事が多いです。子育て支援の一環として、小児医療の情報発信をもっとお願いします。</p>	<p>1</p>	<p>小児医療の情報については、市内の医療機関を含めた、県内の情報も市のホームページや子育て応援サイト等で発信してまいります。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人ひとりを支える基盤づくり』 3.3 「その人らしく」生きるための支援 (P70)</p>	<p>「・年齢・性別・人種・宗教・国籍・性的指向・教育・生活スタイルなど、人々の間で見られる個々の違いを認め、尊重し、違いを活かす考え方や取り組みが必要とされています。」とあるが、性的指向は性の多様性という表現の方が良いのでは。都城市男女共同参画社会づくり条例には性的指向という言葉は無いようだが。</p>	<p>1</p>	<p>男女共同参画社会に向けた取り組みは、国県と連携しながら実施していく必要があるため、国県が使用している「性的指向」に表現を合わせております。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人ひとりを支える基盤づくり』 3.3 「その人らしく」生きるための支援 (P73)</p>	<p>取組No.177 国籍、文化、性別、価値観などの異なる人々が相互に理解を深め、尊重しながら共に生きる多文化共生社会づくりを推進 性別ではなく性の多様性にしてはどうか。</p>	<p>1</p>	<p>国の第5次男女共同参画基本計画においても“性別”の表現を用いていますので、表現を合わせております。</p>

<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人 ひとりを支える 基盤づくり』 3.4 多様な地域 生活課題への対 応  (P74)</p>	<p>都城市は移住支援で 多くの方が転居され てきましたが、障害 のある方や、福祉サ ービスを希望する方 が多く、ニーズに対 して（需要が多く） 供給が追いついてい ない印象がありま す。福祉サービスの 充実を希望します。</p>	<p>1</p>	<p>社会情勢や人口動態の変化等により、必要な福祉サービスの体制も変わってくるものと考えておりますので、実態把握に努めながら、福祉サービスの充実に向けて検討してまいります。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人 ひとりを支える 基盤づくり』 3.4 多様な地域 生活課題への対 応  (P77)</p>	<p>取組No.205 官民連 携による居住確保困 難者への支援の取組 の所管は住宅施設 課、福祉課、社会福 祉協議会となってい るが、保護課は必要 ないのか。</p>	<p>1</p>	<p>住居確保に関して、保護課においては直接的支援を行っているのではなく、相談等があった場合に繋ぐ役割等を担っているため、所管としては掲載しておりません。</p>
<p>【資料編】 3 都城市地域福 祉計画策定ワー キンググループ 名簿  (P103)</p>	<p>都城市地域福祉計画 ワーキンググループ に保護課が入ってい ないのはなぜか。</p>	<p>1</p>	<p>生活困窮者支援全般の所管として福祉課がワーキンググループに入っていたためです。 第4期計画の中間見直し以降は保護課もワーキング委員に加える検討をいたします。</p>